



日本スポーツ協会総合型地域スポーツクラブ全国協議会 令和6年度 第2回 常任幹事会レポート



去る令和6年7月29日(月)に開催された標記会議内容についてお知らせします。

議題1. 総合型地域スポーツクラブ登録・認証制度 都道府県独自基準の策定について

事務局から、奈良県および宮崎県から申請のあった独自基準(案)を説明し、協議の結果、いずれの独自基準も承認された。

〈主な意見〉

- 宮崎県については、申請する総合型クラブ自体を市町村行政が認めているということか。
- クラブが登録時と同じ申請書類を市町村行政へ提出する。市町村行政がそれらを確認した後、宮崎県教育庁スポーツ指導センターおよび宮崎県スポーツ協会へ確認通知書を提出する。この確認通知書の提出をもって市町村行政がクラブを認めていると判断するという仕組みである。

議題 2. 総合型地域スポーツクラブ全国協議会諸規程の改定について

(1)クォータ制導入に伴う「基本規程」の改定

事務局から、クォータ制導入に伴う総合型地域スポーツクラブ全国協議会基本規程の改定(案)について説明し、協議の結果、改定について承認された。なお、基本規程の改定については、令和6年度全国協議会総会(令和7年2月20日開催予定)にて審議した後、地域スポーツクラブ育成委員会にて諮ることとする。

改定前	改定後
第4章 役員 第7条(種類及び定数) 全国協議会に、次の役員を置く。 (1)幹事長 1名 (2)副幹事長 3名以内 (3)常任幹事 12名以上18名以内 (4)代表委員 47名以内	第4章 役員 第7条(種類及び定数) 全国協議会に、次の役員を置く。 (1)幹事長 1名 (2)副幹事長 3名以内 (3)常任幹事 12名以上18名以内 (4)代表委員 94名以内
第8条(代表委員の選出) 代表委員は、都道府県協議会が、その役員の中から1名を選出する。	第8条(代表委員の選出) 代表委員は、都道府県協議会が、その役員の中から原則として男女1名ずつの計2名を選出する。
	附則7 本規程第7条と第8条を令和7年2月26日に改定。この改定は、令和9年度本定時評議員会の終結の時から施行する。

※総会出席に係る JSPO からの旅費支給は1名のみとする。

〈主な意見〉

- 男女共同参画部会としても、反対派は少ないと考えている。やってみないと進まない。
- クォータ制の導入には基本的には賛成である。総会の際の旅費支給は1名のみとあるが、総会への2名の出席は義務になるのか。そうすると1名はオンラインでの出席になるという認識で良いか。

【事務局から上記に関する回答】

出席を義務とはしていないが、2名とも代表委員であるため、欠席の場合は委任状を出していただくことで、議決の人数としてカウントされる。また、旅費の支給は1名分となるが、2名が対面で出席することは可能である。当然1名は対面、もう1名はオンラインで出席ということも想定される。

- クォータ制を導入するのであれば実効性があるものにしてほしい。現時点で旅費支給が1名のみで、どちらかしか行けないとなると女性が行きづらくなってしまふ懸念点もある。話し合いの場は男性だけでなく女性の意見も出る場にするべきである。そうなるような仕組みづ

くりを考えてはどうか。

- 旅費支給を2名にできない理由が予算であれば、改めて予算を獲得するための手段も検討してはどうか。

【事務局から上記に関する回答】

2名分の旅費を支給するとなると、現在の倍の予算がかかることになる。男女共同参画部会では協賛金を獲得するという案も出たが、現状としては2名分の予算を確保することは難しい。

- 対面で参加する1人を選ばないといけないということで、問題が生じないようにしなければならない。
- 女性の参加を阻止するような風潮はあまりないのではないか。まずは実施してみて状況を見てみる必要があると思う。
- ネットワークアクションの実行委員会でも、各県の代表委員は2名とも実行委員になるということになるのか。

【事務局から上記に関する回答】

県の代表委員が2名になるにあたり、ネットワークアクションの実行委員についても今後検討する予定である。

(2)「登録クラブ処分細則処分基準」の改定

事務局から、登録クラブ処分細則処分基準を都道府県が処分を行う際に適切に判断が下せるよう分かりやすい基準とするため、その改定(案)について説明し、協議の結果、改定について承認された。

改定前	改定後								
<p>総合型地域スポーツクラブ全国協議会処分審査会又は都道府県の登録審査委員会は、以下に示す「処分における考え方」及び、表1から表6の内容に基づき、処分内容を決定する。</p> <p>なお、違反行為が複数の表にまたがる場合は、それぞれの処分内容を勘案することとする。</p>	<p><u>本処分基準は、総合型地域スポーツクラブ全国協議会処分審査会及び都道府県の登録審査委員会(以下「全国協議会処分審査会等」という。)が、公益財団法人日本スポーツ協会総合型地域スポーツクラブ全国協議会登録クラブ処分細則に基づき登録クラブを処分するに際し、事案に応じた適切な処分が行われるための参考に供することを目的として定めるものである。</u></p> <p><u>全国協議会処分審査会等は、以下に示す[処分における考え方]をふまえ、[標準的な処分内容の例]を参考に、処分内容を決定するものとする。</u></p> <p><u>なお、処分内容の決定にあたっては、個別の事案の内容における加重・軽減要素を総合的に考慮し、[標準的な処分内容の例]の各表に掲げる標準的な処分の種類以外の処分とすることもあり得るところである。</u></p> <p><u>(参考：総合型地域スポーツクラブ全国協議会登録クラブ処分細則第3条)https://www.japan-sports.or.jp/Portals/0/data/kurabuikusei/tourokuninnsyouseido/00syokitei/8%EF%BC%8Esyobunsaisoku20240129.pdf</u></p>								
記載なし	<p>[標準的な処分内容の例]</p> <p><u>以下では、違反の種類ごとに代表的な事例を選び、それぞれにおける標準的な処分の種類を示す。なお、違反行為が複数の表にまたがる場合は、それぞれの処分内容を勘案することとする。</u></p>								
<p>[表1～表6]</p> <table border="1" data-bbox="240 1592 863 1671"> <thead> <tr> <th>違反行為の程度・結果</th> <th>処分内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>省略</td> <td>省略</td> </tr> </tbody> </table>	違反行為の程度・結果	処分内容	省略	省略	<p>[表1～表6]</p> <table border="1" data-bbox="893 1592 1484 1671"> <thead> <tr> <th>違反行為の程度・結果</th> <th>標準的な処分の種類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>省略</td> <td>省略</td> </tr> </tbody> </table>	違反行為の程度・結果	標準的な処分の種類	省略	省略
違反行為の程度・結果	処分内容								
省略	省略								
違反行為の程度・結果	標準的な処分の種類								
省略	省略								
<p>[表6]登録クラブ等における各種補助金・助成金の不正受給、脱税等の不適切な経理処理 <考慮すべき要素></p> <p>①違反行為の態様(程度、回数や継続性、被害額等) ②違反行為による結果や影響(周囲の者への影響を含む) ③違反行為に至る経緯</p>	<p>[表6]登録クラブ等における各種補助金・助成金の不正受給、脱税等の不適切な経理処理 <考慮すべき要素></p> <p>①違反行為の態様(程度、回数や継続性、被害額等) ②違反行為による結果や影響(周囲の者への影響を含む) ③違反行為に至る経緯</p>								

<p>④登録クラブの事後の対応(反省、速やかな対応、関係者への謝罪等) <加重・軽減要素の例> ○加重要素(処分内容を重くする) 不適切な経理処理であることを知っていながら不適切な経理処理を行った場合、被害額の程度が高額であれば重くなる、不適切な経理処理を行った期間が長い場合、過去に別の事案につき総合型地域スポーツクラブ全国協議会の処分を受けたことがある場合等 ○軽減要素(処分内容を軽減する) 真摯に反省し、速やかに対応している場合等</p>	<p>④登録クラブの事後の対応(反省、速やかな対応、関係者への謝罪、<u>被害填補の有無</u>等) <加重・軽減要素の例> ○加重要素(処分内容を重くする) 不適切な経理処理であることを知っていながら不適切な経理処理を行った場合、<u>組織ぐるみで不正が行われた場合</u>、被害額の程度が高額であれば重くなる、不適切な経理処理を行った期間が長い場合、過去に別の事案につき総合型地域スポーツクラブ全国協議会の処分を受けたことがある場合等 ○軽減要素(処分内容を軽減する) 真摯に反省し、速やかに対応している場合等</p>
	<p>附則 2 令和 6 年 7 月 29 日に改定、施行する。</p>

<意見>

なし

(3)「登録クラブ個人情報の取扱い」の改定

事務局から、「登録クラブ個人情報の取扱い」の改定(案)について説明した。協議の結果、事務局にて、再度確認を行ったうえで、次回の常任幹事会で引き続き協議をすることとした。

<主な意見>

- 個人情報保護法の改定に伴い、各クラブにおいても個人情報を取り扱ううえでの規程等を設ける必要があるのか。
- 法人化していなくても、個人情報を取り扱う以上は作成しなければならない。
- 今回の改定で、第三者提供に関する文言を削除して委託に関する文言を追加しているが、委託契約を結ばない限り第三者提供ができなくなるということなのか。
- 業務委託と第三者提供は異なるものである。委託には法律上規程があり、それに従えば第三者提供に該当しない。業務委託の中で個人情報を内部で処理することは法律で許されている。第三者提供については、すでに法律上で同意がなければできないことになっているため、第三者提供についての文言は削除したのではないか。

【事務局から上記に関する回答】

第三者提供について、JSPO としては同意を得たもの以外は行わない方針である。

個人情報の取扱いに関して、再度事務局で内容を確認し、次回の常任幹事会で改めてご審議いただきたい。

議題 3. 「総合型地域スポーツクラブ登録・認証制度」認証制度の進捗状況について

事務局から、「総合型地域スポーツクラブ登録・認証制度」における認証制度の進捗状況について、各都道府県総合型地域スポーツ連絡協議会を対象としたアンケート結果を踏まえた認証制度の審査料やスケジュールの修正案、各タイプ別認証基準の進捗状況について説明した。

協議の結果、審査料については、認証審査料と認定料に分けて徴収するという案が承認され、引き続き認証制度の運用開始に向けて認証基準等の検討を進めることとした。

〈主な意見〉

- 現段階で認証に手を挙げるクラブは少ないように感じる。メリットを明確にできれば展開も変わってくるのではないかと。

【事務局から上記に関する回答】

メリットを具体的に提示できないことが多く、今後クリアにしていかなければならないと感じている。課題である行政へのアプローチについても、引き続き検討を進めていく。

- 自ブロックでも認証に手を挙げるクラブは少ないような気がする。そのため、メリットを感じているクラブの事例を共有する機会を設けることが重要だと思う。多くの費用をかけて行う制度であるため、一部のクラブだけではなく多くのクラブがメリットを感じることができる制度を構築していく必要があるのではないかと。
- 都市部では民間スポーツクラブとの競合がある中、行政からの委託事業を取るうえで認証は今後大きなメリットになっていくのではないかと。また、認証を取ったクラブ同士でプログラム等を共有していくことでクラブの質も向上し、地域から高い評価を得ることにもつながると思う。これも今後はメリットになり得るのではないかと。なお、審査料に関しては、認証審査料に加えて認定料を支払う形がよいと思う。
- 認証制度のメリットが行政のお墨付きをもらうことや、クラブ間の情報共有ができるということだけでは制度は活用されないと思う。クラブ関係者や JSPO の中だけでなく、外に向けて補助金等の獲得を目指した動きをしていかなければ、制度の実効性を高めることができないと思う。
- 認証制度そのものにお金を払う価値を持たせる必要がある。また、国から地方の行政へ認証制度や認証クラブに関する話をしていただく機会があると地方行政の考え方や動きも変わると思う。そうすることで地域の自治体とクラブとの連携も促進していくことができるのではないかと。
- 例えば介護予防タイプだと厚労省がアプローチする機関となる。タイプによってアプローチすべき相手が異なるため、一斉に運用を開始するのは難しいと思う。また、認証制度について現在不明確な点を、明確に説明できるようにしなければ、運用を開始してもうまくいかない。非常に多くの金額をかけて運用する制度なので、きちんと準備したうえで制度運営をしていかなければならない。

- 行政の中では、総合型クラブは運動プログラムのみを提供している場所だと思っているケースが多い。クラブが実施する事業によってどのような機関と連携できるのか、具体的な例を示していくことができれば新たな連携が生まれることもあると思う。委託を受けることができるのに、対象にすらされていない場合も考えられる。様々な機関や部署と連携しながら横断的な取組ができるようになれば認証制度の価値も高まっていくのではないか。
- 認証審査料と認定料を徴収する案にすることで、審査に係るコストと、認定されたクラブのみが支払うコストということであれば、クラブに対しても説明がしやすい。金額に見合う価値を認証制度に持たせていく努力をしていかなければならない。
- 行政が中心となって学校部活動の地域連携・地域クラブ活動への移行に取り組んでいる地域において認証制度を活用する場合と、介護予防事業を実施しているクラブが経済的に自立するために認証制度を必要とする場合では、同じ認証でも制度を活用する戦略が変わってくるのではないか。
- 学校連携については、放課後児童クラブのような事業を行っているクラブも対象として想定しているのか。

【事務局から上記に関する回答】

部活動・学校連携タイプについて検討している現時点の方向性では、運営団体として学校部活動の地域クラブ活動への移行に関わるクラブをターゲットにしており、実施主体というだけでは認証の対象とはならないとしている。そのため、「学校連携」とはあるものの放課後児童クラブ事業を行っているクラブは認証の対象として想定していない。

また、「学校連携」という言葉は異なる解釈を与えてしまう可能性もあるため、タイプの名称変更については検討する。

- 合同部活動を行う際に風土も全く異なる学校同士が話を進めていくうえでも、その間にいるクラブが認証を取っていることが意味を成してくるのではないか。
- 説明する側が言葉の定義を整理していかなければならない。例えば地域連携と地域クラブ活動移行。共通認識として理解しておかなければ現場でも混乱を招きかねない。
- スポーツ振興くじ助成において、認証を受けたクラブのクラブマネージャーや地域コーディネーター等、各認証タイプの事業をクラブ内外で中心的にコーディネートしている人材の人件費を申請する仕組みを作ることができると、審査料がかかったとしても認証を申請するクラブが出てくるのではないか。そのためにはある程度厳しい条件が必要で、条件をクリアしているクラブに対しては行政も安心して事業を委託することができるといったポジティブな連動を生み出していけると思う。さらにコーディネート人材の人件費を確保できることで新しい人材をクラブに入れることができれば、若手人材の育成にもつながるのではないか。
- 独自で人件費を確保することができれば、持続可能なクラブの運営にもつながると思う。また、今やっている既存の事業でもうまく PR をしていくことで、新たな財源確保につながる可能性があるということクラブに認知してもらえよう取組も必要ではないか。

報告 1. クラブ支援ミーティングの報告について

事務局から、6月13、14日に開催した令和6年度クラブ支援ミーティングについて報告した。

〈主な意見〉

- どの都道府県においても、新しい人材を巻きこむことが課題となっている。様々な団体と連携しながら今後も人材育成に関わる取組を進めていきたい。

報告 2. 総合型クラブとスポーツ少年団の連携体制の構築について

事務局から、総合型クラブとスポーツ少年団の連携体制の構築の進捗状況について、連携の目標年数を早め、今後は第1回地域スポーツ連携促進会議(仮称)の開催に向け準備を進めていくこと等について報告した。

〈主な意見〉

- スポーツ少年団の人材育成システムを総合型クラブも活用できたら非常によいと思う。

報告 3. 令和6年度登録クラブ数の変更について

事務局から、令和6年度登録クラブ数が当初の1,088クラブから1,087クラブに変更しことを報告した。

〈意見〉

なし

報告 4. 令和 6 年度ブロック別ネットワークアクションについて

事務局から、令和 6 年度ブロック別クラブネットワークアクションにおける共通プログラムの内容および進行(案)について、以下の通り報告した。

<共通プログラム内容及び進行(例)※60 分で実施の場合 >

時間配分		進行	内容
60 分	5 分	常任幹事	趣旨説明
	50 分		ブロックごとに企画したプログラム (例) ○質疑応答 ○事例発表 ○グループディスカッション 等
	5 分		まとめ

<意見>

なし